

復興整備計画 （第17回変更）

大船渡市・岩手県

平成26年10月28日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
大船渡市の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
① 被災住居を低地から高台へ集団移転することにより、想定される最大級の津波（レベル2：数百年から千年に1回の確率で発生する津波）及び高潮から人命や財産を守る。 ② 地域の地形特性を踏まえるほか、高齢化や人口減少等も見据えながら、コンパクトな集落づくりを進める。 ③ 移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、地域住民参加のもとに、水産業や農業の再生等地域振興につながる活用策と計画的な秩序ある利用開発を検討する。 ④ 津波浸水リスクを十分考慮しながら、被災経験を教訓とした再生可能エネルギーの活用による地産地消・地域分散型エネルギー社会の構築を図り、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図る。 ⑤ 被災した中心市街地においては、土地の嵩上げによって想定される最大級の津波でも浸水しない安全な宅地を確保するとともに、浸水が想定される区域についても、一時避難場所や避難路のほか、商業業務施設の早期再建の場となる拠点エリアを整備することにより、産業経済の復興を牽引する。
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりを推進するため、被災住居を高台や嵩上げた安全な宅地に移転集約する。これに伴い、移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、住宅の建設を禁止するとともに、地区・地域の特性を考慮したうえで、水産関連産業の集積や農地の復旧、商業・業務系用途等地域振興につながるよう有効に活用する。 また、再生可能エネルギー発電施設用地を津波浸水リスクのない地区も含め、分散的に選定し、災害時の緊急復旧対応や移転跡地等における産業振興に大きく貢献する安定的な電力供給体制を確保する。 なお、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ①門之浜地区(A地区)、小河原地区(K地区)、梅神地区(O地区)、泊里地区(Q地区、S地区、T地区)、碁石地区(U地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、宅地等の嵩上げによる防潮・防災機能の付加、山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。（小河原地区については、一部において住居系土地利用を図る。） ②小細浦地区(B地区)、峰岸地区(M地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。 ③田浜地区(C地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

- ④崎浜地区(D地区) : 浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地・農地系及び商業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑤泊地区(E地区)、浦浜地区(F地区)、浦浜南地区(L地区)、浦浜仲・西地区(P地区)、浦浜東・甫嶺地区(W地区)
: 浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。
- ⑥上甲子地区(G地区) : 津波浸水リスクのない地区の一定規模の土地を有効に活用し、再生可能エネルギーを活用した電力供給拠点施設(大規模太陽光・メガソーラー発電所)を整備することにより、災害に強い都市基盤の形成、農林業の振興及び環境と共生した持続可能なまちづくりを行う。
- ⑦大船渡駅周辺地区(H地区)、大船渡(津波復興拠点)地区(I地区)、大船渡(集団移転促進事業、防災センター整備事業)地区(X地区、A B地区)
: 土地の嵩上げによる安全な宅地の創出、浸水区域内の住居の近傍高台等への移転、山側への避難路の確保、一時避難場所や防災拠点の整備等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。浸水想定区域は、商業業務施設の早期再建等により、産業経済の復興を牽引する都市機能の維持・形成に資するまちづくりを行うとともに、漁業・水産加工等産業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑧清水地区(J地区)、蛸ノ浦地区(R地区)
: 浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。
- ⑨中赤崎地区(N地区、V地区)、永浜地区(Y地区、Z地区、A A地区)
: 浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、災害に強い基幹道路の整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等臨海地域は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図(別添の復興整備事業総括図のとおり)

4 復興整備事業に係る事項(法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	H地区	事業の名称：大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成32年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業の名称：門之浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	B地区	事業の名称：小細浦地区集団移転促進事業

	実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
C 地区	事業の名称：田浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
D 地区	事業の名称：崎浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
E 地区	事業の名称：泊地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
J 地区	事業の名称：清水地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
K 地区	事業の名称：小河原地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
L 地区	事業の名称：浦浜南地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
M 地区	事業の名称：峰岸地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
O 地区	事業の名称：梅神地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
P 地区	事業の名称：浦浜仲・西地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市

		実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	Q 地区	事業の名称：泊里地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	R 地区	事業の名称：蛸ノ浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	W 地区	事業の名称：浦浜東・甫嶺地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	X 地区	事業の名称：大船渡地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	Y 地区	事業の名称：永浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	F 地区	事業の名称：越喜来小学校・越喜来こども園改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：公立学校施設整備事業
	I 地区	事業の名称：大船渡地区津波復興拠点整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
	N 地区	事業の名称：大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校及び附帯事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度

		種類：公立学校施設整備事業
	S 地区	事業の名称：道路新設事業（泊里地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：道路事業
	V 地区	事業の名称：大船渡都市計画都市施設学校事業 2 号赤崎中学校及び附帯事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：公立学校施設整備事業
	Z 地区	事業の名称：道路新設・改良事業（永浜地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：道路事業
	A A 地区	事業の名称：避難路整備事業（永浜地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	G 地区	事業の名称：五葉山太陽光発電事業 実施主体：五葉山太陽光発電合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	T 地区	事業の名称：災害公営住宅整備事業（泊里団地） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度

	U 地区	事業の名称：基石漁港海岸災害復旧事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	A B 地区	事業の名称：大船渡市防災センター整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成32年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	C地区	保安林	解除		0.1890	
2	都市施設の整備に関する事業	F地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		4 (3.67)	
			地域森林計画区域	変更		3.67	
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		5 (5.37)	
			地域森林計画区域	変更		5.37	
4	都市施設の整備に関する事業	N地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	0 (0.04)	2 (1.83)	
			地域森林計画区域	変更	0 (0.04)	1.83	
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	決定	3.09		
5	集団移転促進事業	Q地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (2.34)	
	都市施設の整備に関する事業	S地区	地域森林計画区域	変更		2.34	
	その他施設の整備に関する事業	T地区					
6	集団移転促進事業	R地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.09)	
			地域森林計画区域	変更		1.09	
7	その他施設の整備に関する事業	U地区	保安林	解除		0.0053	
8	都市施設の整備に関する事業	V地区	保安林	解除		0.4530	
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	決定	3.57		

9	集団移転促進事業	X 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (0.87)	
			地域森林計画区域	変更		0.87	
1 0	集団移転促進事業	Y 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (2.35)	
	都市施設の整備に関する事業	Z 地区	地域森林計画区域	変更		2.35	
	都市施設の整備に関する事業	A A 地区					
<u>1 1</u>	<u>その他施設の整備に関する事業</u>	<u>A B 地区</u>	<u>土地利用基本計画の森林地域</u>	<u>変更</u>		<u>2 (1.69)</u>	
			<u>地域森林計画区域</u>	<u>変更</u>		<u>1.69</u>	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	E地区					○						
2	集団移転促進事業	C地区					○						
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	○ ○										
4	集団移転促進事業	J地区	○ ○										
5	集団移転促進事業	K地区	○ ○										
6	集団移転促進事業	L地区	○ ○										
7	集団移転促進事業	M地区	○ ○										
8	集団移転促進事業	D地区	○ ○										
9	集団移転促進事業	O地区	○ ○										
10	集団移転促進事業	P地区	○ ○										
11	集団移転促進事業	Q地区	○ ○										

12	集団移転促進事業	R 地区	○										
			○										
13	集団移転促進事業	W 地区	○										
			○										
14	集団移転促進事業	X 地区	○										
			○										
15	都市施設の整備に関する事業	N 地区				○							
16	都市施設の整備に関する事業	V 地区				○							
17	集団移転促進事業	Y 地区	○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

大船渡市 土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針
○災害に強い都市基盤の形成
○農林業の振興
○環境と共生した持続可能な地域社会の形成

大船渡市の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討、道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網と道路ネットワークの確保
- 災害に強い都市基盤の形成
- 地域特性を生かした産業振興と土地利用
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

中赤崎地区、永浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・災害に強い基幹道路の整備
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
 - ・小学校等公共・公益施設の移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業と港湾を中心とした産業の振興

崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業系の土地利用
- 水産業の振興

泊地区、浦浜地区、浦浜南地区、浦浜中・西地区、浦浜東・甫嶺地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
 - ・教育施設等の近傍高台への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- まちの拠点形成、水産業の振興

大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区、大船渡(集団移転促進事業、防災センター整備事業)地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・JR大船渡線から山側の土地の嵩上げによる防潮機能の確保
 - ・土地区画整理事業によって嵩上げし、宅地を再建
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
 - ・防災活動等の拠点整備による防災機能の強化
- 山側への安全な避難路の確保
- 道路機能の強化、安全な道路ネットワークの確保
- 適切な土地利用の誘導
 - ・大船渡駅周辺への商業機能の集積
 - ・浸水想定区域は、産業系土地利用へ転換
- 水産業の振興

田浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

清水地区、蛸ノ浦地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 水産業の振興

小細浦地区、峰岸地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

門之浜地区、小河原地区、梅神地区、泊里地区、基石地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
 - ・防潮堤等による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転。一部住宅地は、宅地嵩上げなどを実施
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

大船渡(集団移転促進事業・防災センター整備事業)地区(X地区、AB地区)

大船渡駅周辺地区(H地区)

中赤崎地区(N地区、V地区)

永浜地区(Y地区、Z地区、AA地区)

清水地区(J地区)

田浜地区(C地区)

蛸ノ浦地区(R地区)

小細浦地区(B地区)

峰岸地区(M地区)

小河原地区(K地区)

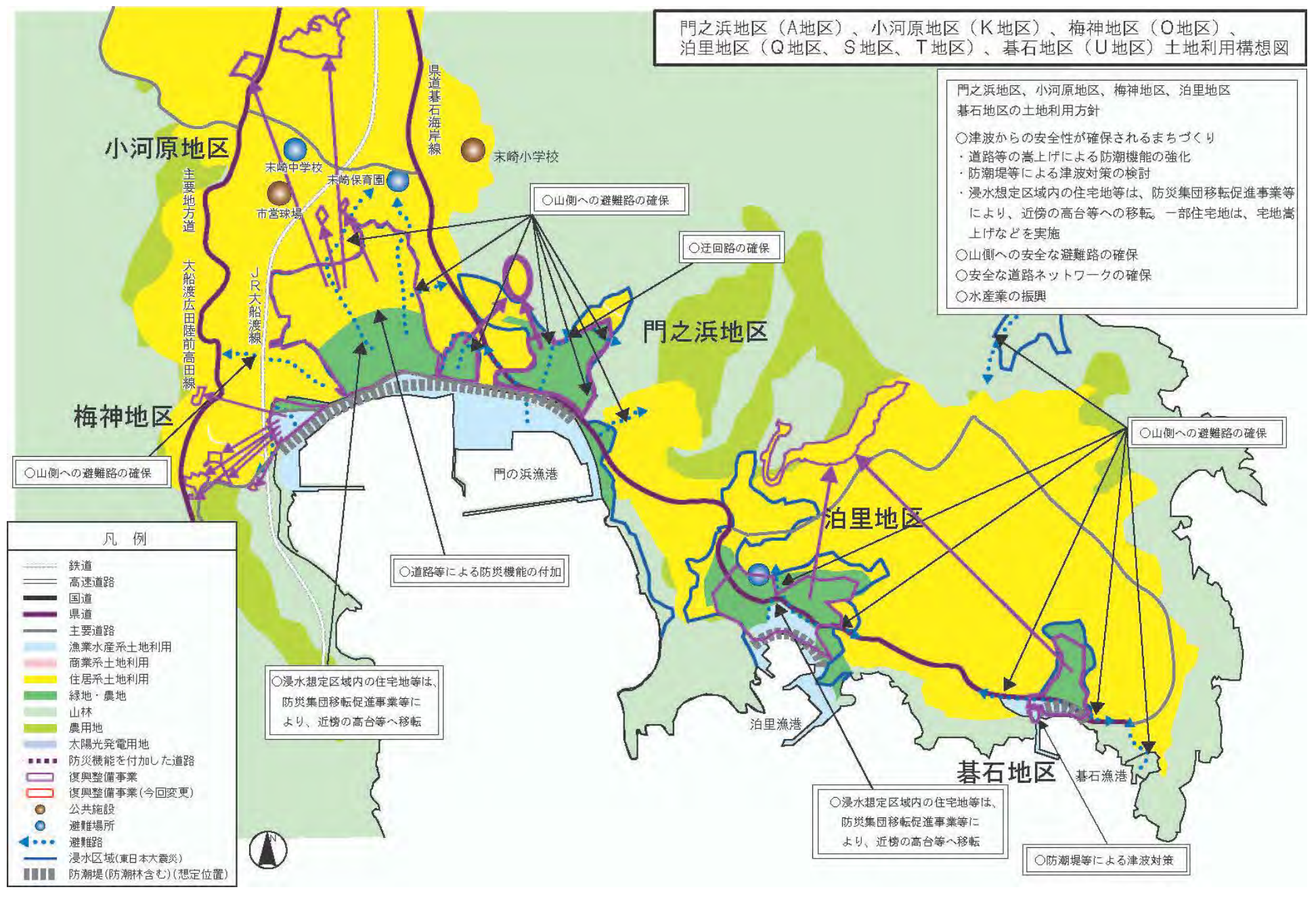
梅神地区(O地区)

泊里地区(Q地区、S地区、T地区)

門之浜地区(A地区) 基石地区(U地区)



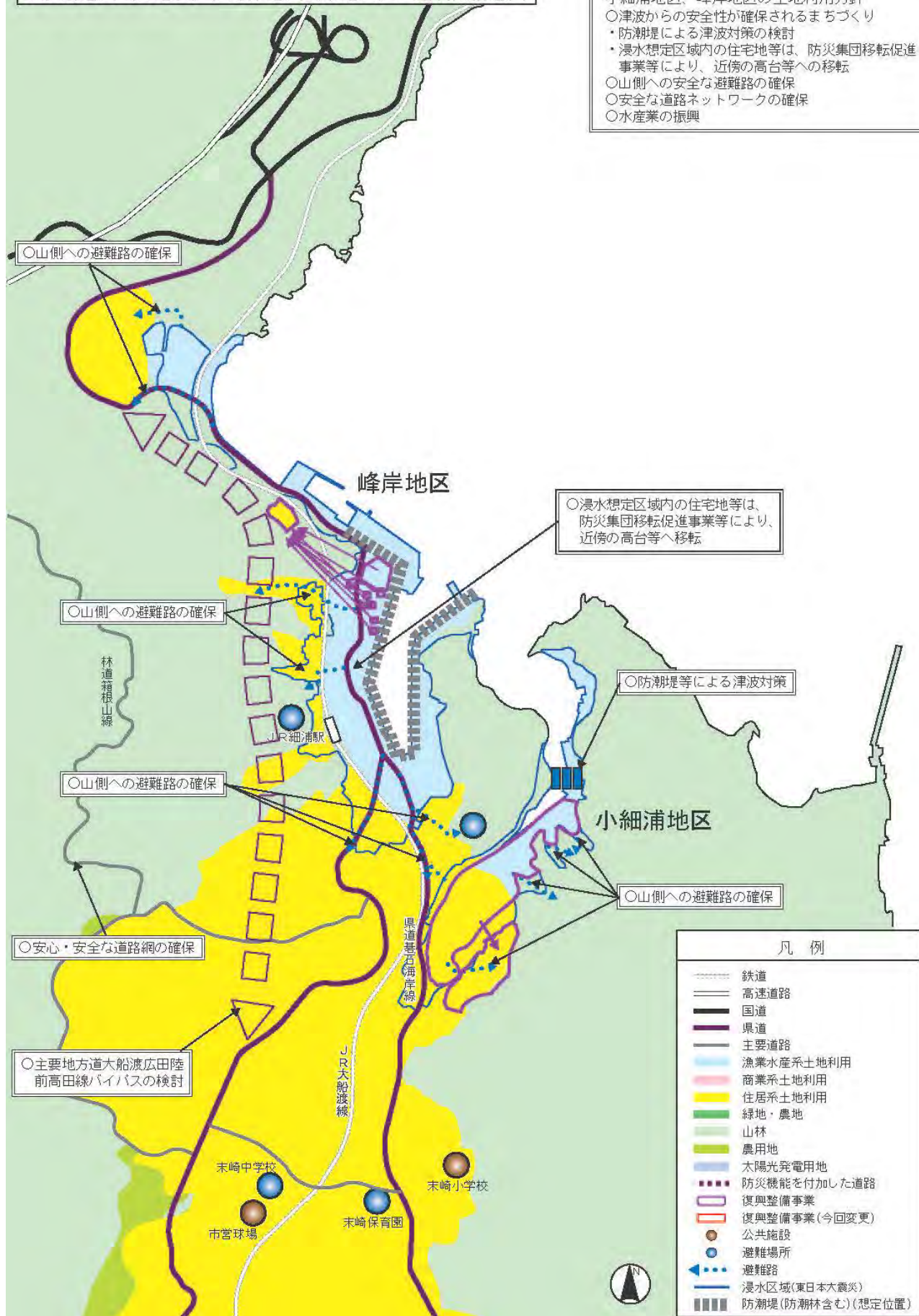
門之浜地区（A地区）、小河原地区（K地区）、梅神地区（O地区）、泊里地区（Q地区、S地区、T地区）、基石地区（U地区）土地利用構想図



小細浦地区（B地区）、峰岸地区（M地区）土地利用構想図

小細浦地区、峰岸地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



田浜地区（C地区）土地利用構想図

田浜地区の土地利用方針

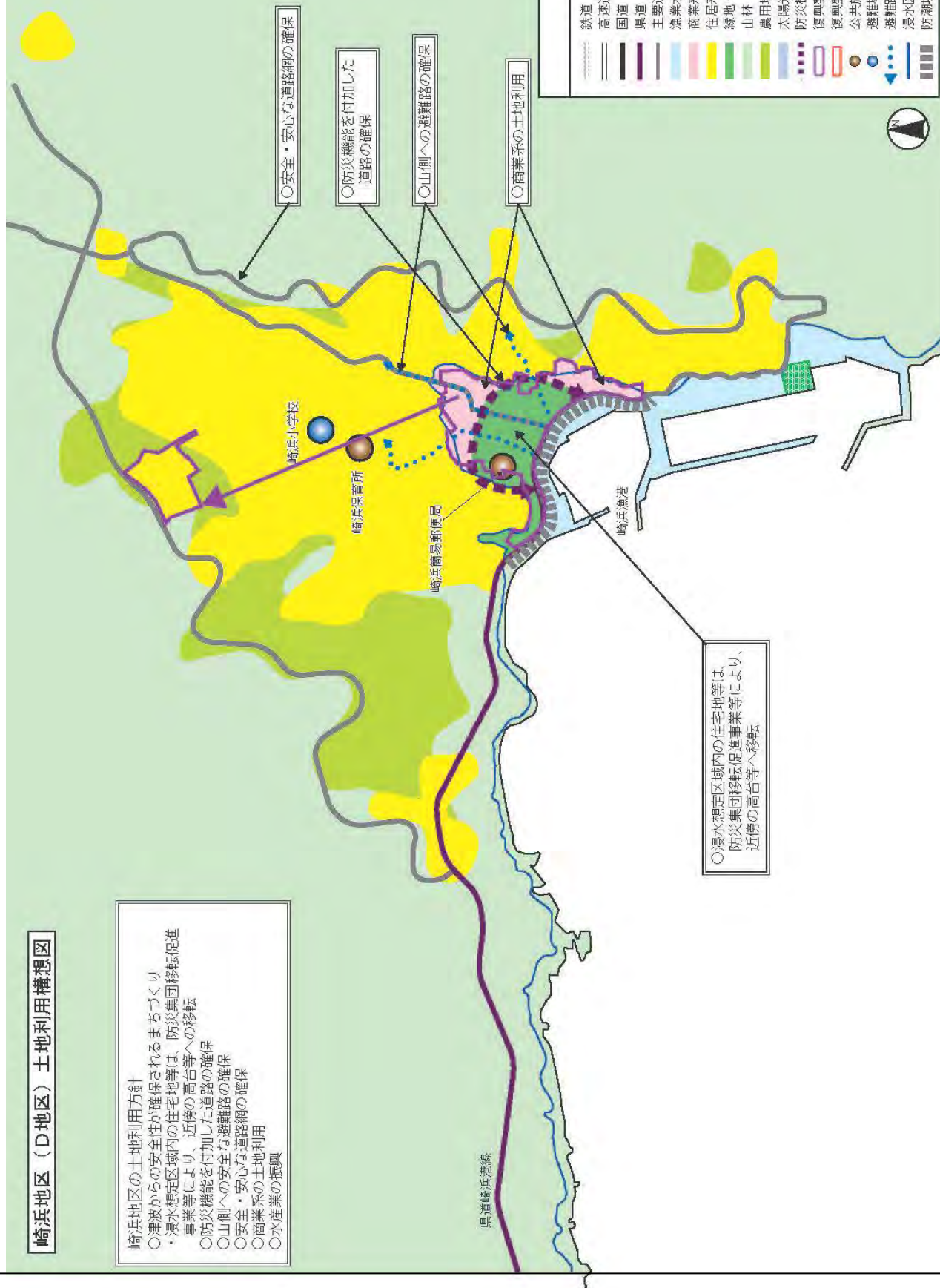
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転。
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

凡 例	
	鉄道
	高速道路
	国道
	県道
	主要道路
	漁業水産系土地利用
	商業系土地利用
	住居系土地利用
	緑地・農地
	山林
	農用地
	太陽光発電用地
	防災機能を付加した道路
	復興整備事業
	復興整備事業（今回変更）
	公共施設
	避難場所
	避難路
	浸水区域（東日本大震災）
	防潮堤（防潮林含む）（想定位置）

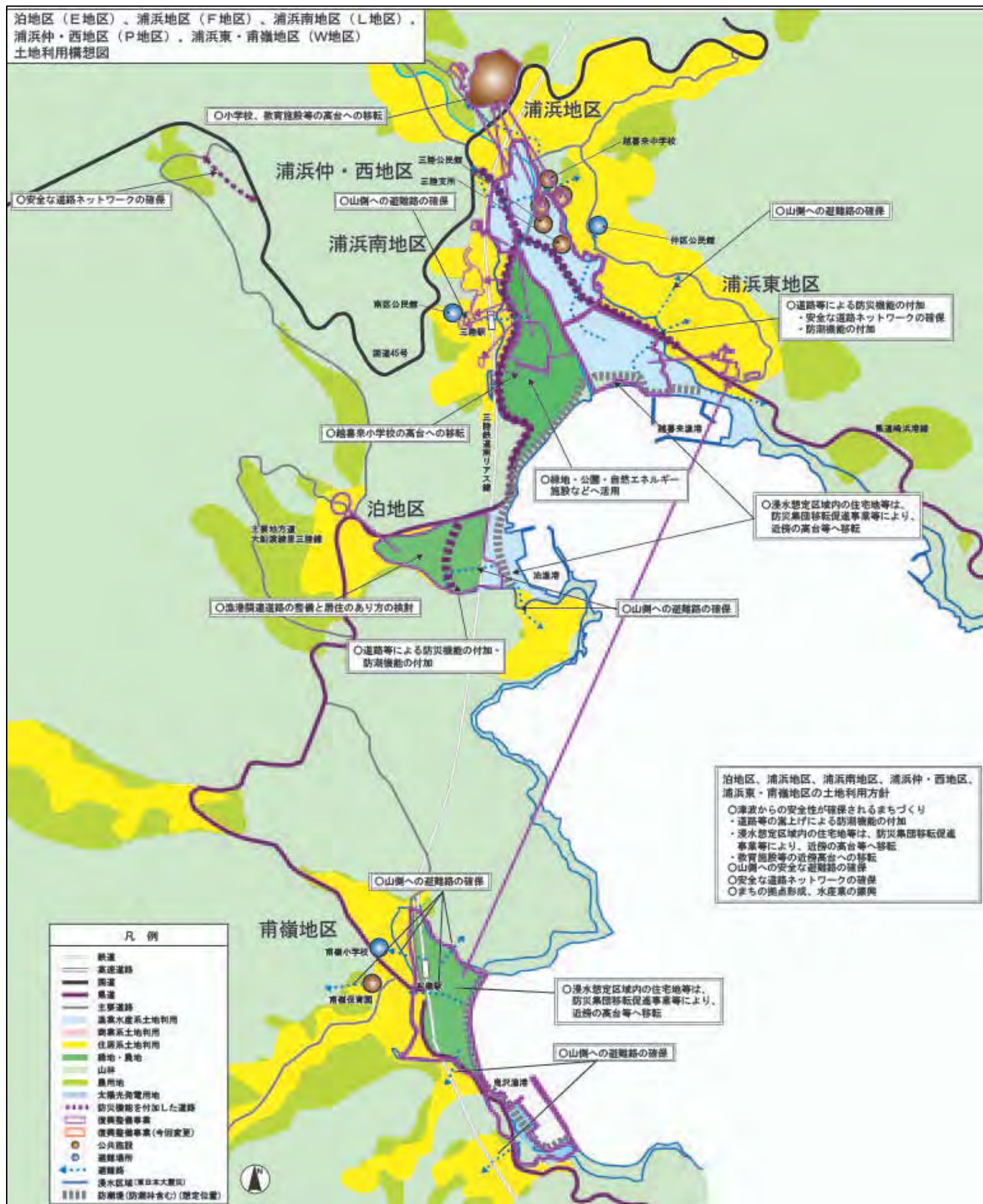


崎浜地区（D地区）土地利用構想図

- 崎浜地区の土地利用方針
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
 - 防災機能を付加した道路の確保
 - 山側への安全な避難路の確保
 - 安全・安心な道路網の確保
 - 商業系の土地利用
 - 水産業の振興



泊地区 (E 地区)、浦浜地区 (F 地区)、浦浜南地区 (L 地区)、
浦浜仲・西地区 (P 地区)、浦浜東・南嶺地区 (W 地区)
土地利用構想図



上甲子地区（G地区）土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針

- 災害に強い都市基盤の形成
- 農林業の振興
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

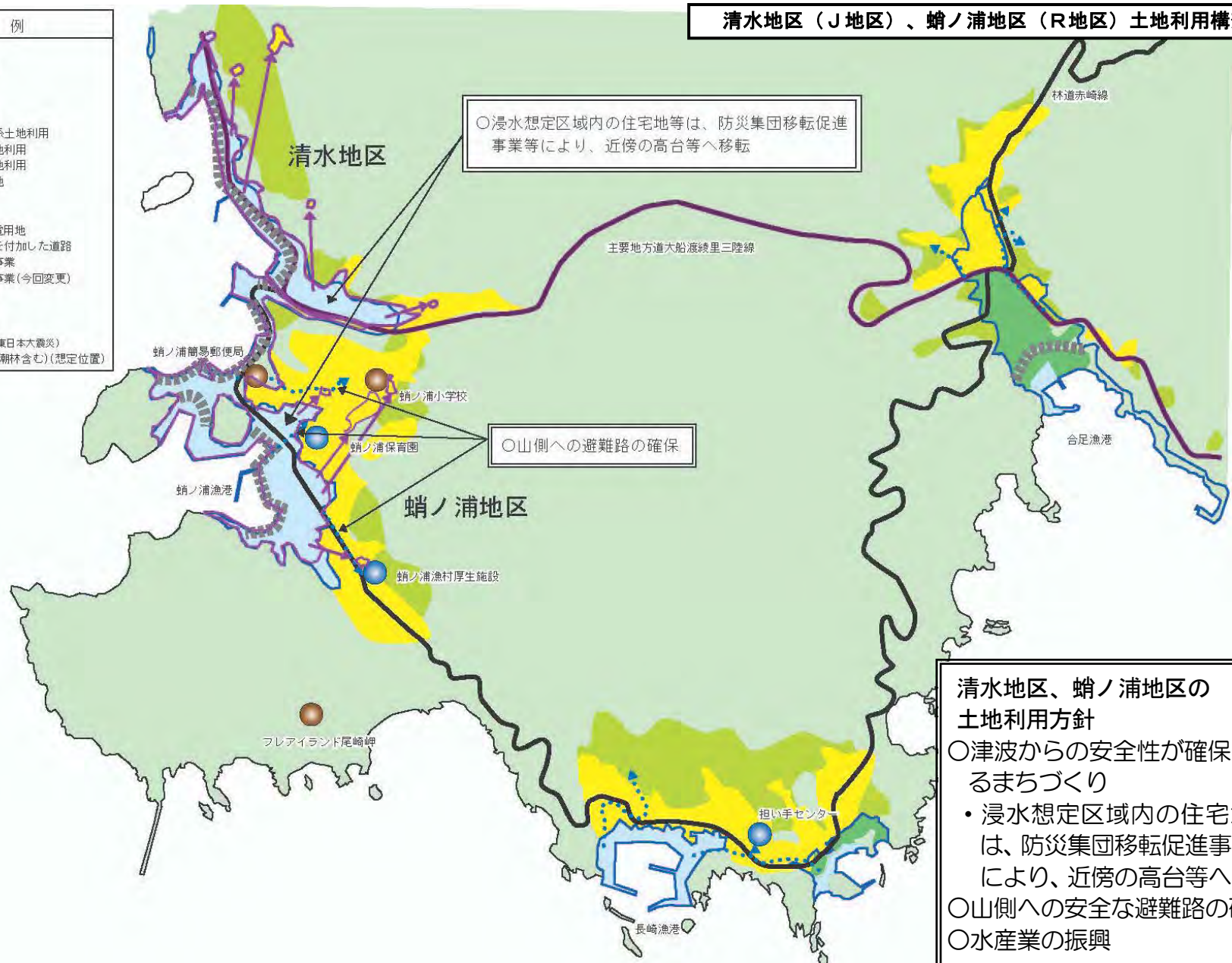
凡 例

- 鉄道
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 主要道路
- 漁業水産系土地利用
- 商業系土地利用
- 住居系土地利用
- 緑地・農地
- 山林
- 農用地
- 太陽光発電用地
- 防災機能を付加した道路
- 復興整備事業
- 復興整備事業（今回変更）
- 公共施設
- 避難場所
- 避難経路
- 浸水区域（東日本大震災）
- 防潮堤（防潮林含む）（想定位置）



清水地区（J地区）、蛸ノ浦地区（R地区）土地利用構想図

凡 例	
	鉄道
	高速道路
	国道
	県道
	主要道路
	漁業水産系土地利用
	商業系土地利用
	住居系土地利用
	緑地・農地
	山林
	農用地
	太陽光発電用地
	防災機能を付加した道路
	復興整備事業
	復興整備事業(今回変更)
	公共施設
	避難場所
	避難路
	浸水区域(東日本大震災)
	防潮堤(防潮林含む)(想定位置)



清水地区、蛸ノ浦地区の
土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・ 浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 水産業の振興

中赤崎地区（N地区、V地区）、永浜地区（Y地区、Z地区、AA地区）土地利用構想図

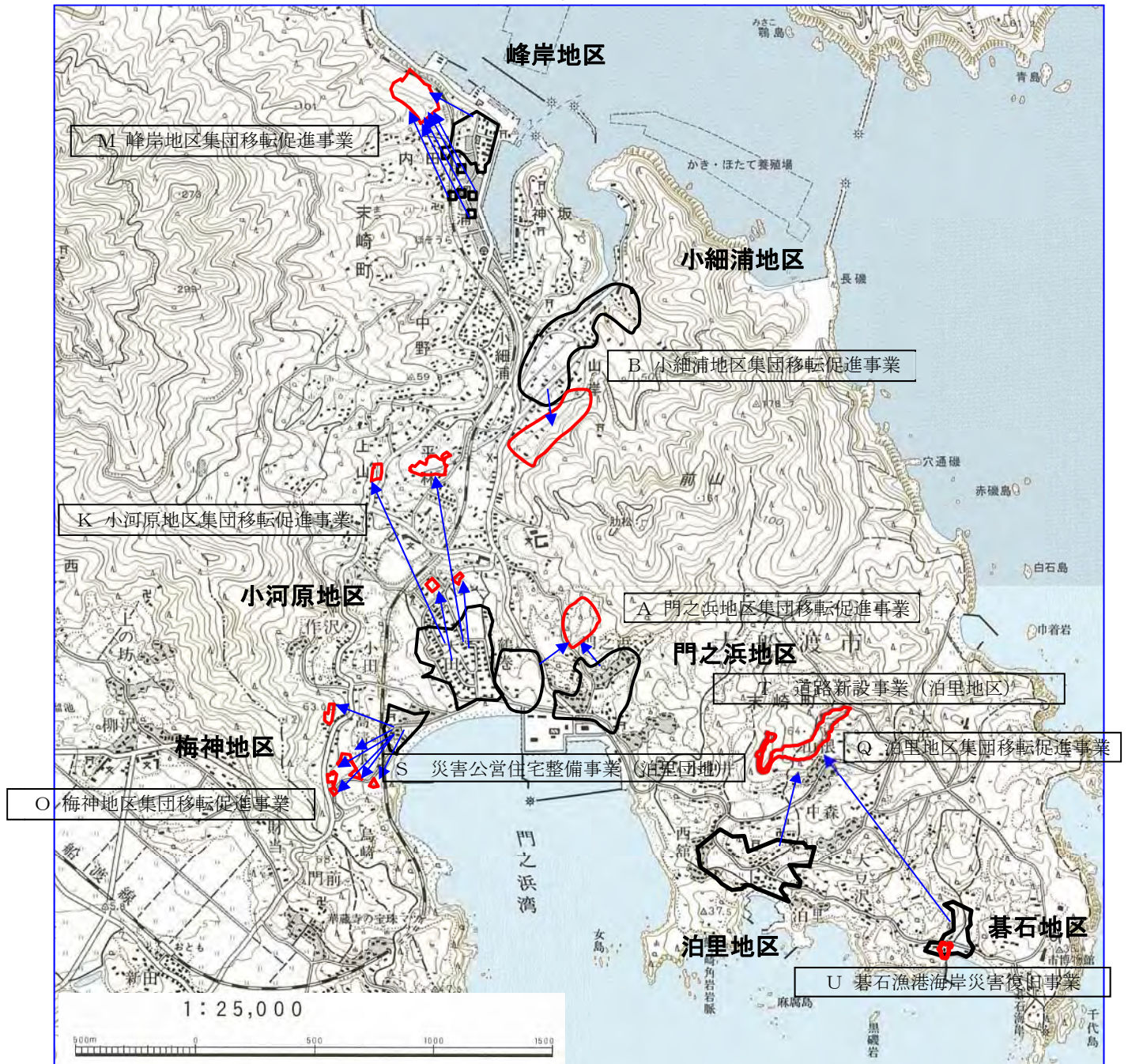


This map illustrates the locations of various disaster recovery projects in Otsu City. The city is divided into numerous districts, each associated with one or more specific projects labeled with letters. A scale bar at the bottom right indicates distances from 0 to 5 kilometers. A compass rose is located in the top right corner.

- G** 五葉山太陽光発電事業 (Wakabayashi Solar Power Generation Project)
- P** 浦浜仲・西地区集团移転促進事業 (Urahama-Naka & West District Group Relocation Promotion Project)
- L** 浦浜南地区集团移転促進事業 (Urahama-South District Group Relocation Promotion Project)
- F** 越喜来小学校・越喜来こども園改築事業 (Yoshikame Elementary School & Yoshikame Children's Garden Renovation Project)
- W** 浦浜東・甫嶺地区集团移転促進事業 (Urahama-East & Ushizaki District Group Relocation Promotion Project)
- D** 崎浜地区集团移転促進事業 (Sakihama District Group Relocation Promotion Project)
- E** 泊地区集团移転促進事業 (Toge District Group Relocation Promotion Project)
- N** 大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校及び附帯事業 (Ookatabi Urban Planning Urban Facility School Project No. 1 Akasaka Elementary School and related project)
- V** 大船渡都市計画都市施設学校事業2号赤崎中学校及び附帯事業 (Ookatabi Urban Planning Urban Facility School Project No. 2 Akasaka Junior High School and related project)
- A A** 避難路整備事業（永浜地区） (Evacuation Route Improvement Project (Eihei District))
- Y** 永浜地区集团移転促進事業 (Eihei District Group Relocation Promotion Project)
- Z** 道路新設・改良事業（永浜地区） (Road New Construction/Improvement Project (Eihei District))
- C** 田浜地区集团移転促進事業 (Iribiki District Group Relocation Promotion Project)
- R** 蛸ノ浦地区集团移転促進事業 (Tako-no-Ura District Group Relocation Promotion Project)
- B** 小細浦地区集团移転促進事業 (Kosohiro District Group Relocation Promotion Project)
- A** 門之浜地区集团移転促進事業 (Monohama District Group Relocation Promotion Project)
- T** 災害公営住宅整備事業（泊里団地） (Disaster Public Housing Improvement Project (Torii-ri Danchi))
- Q** 泊里地区集团移転促進事業 (Torii-ri District Group Relocation Promotion Project)
- S** 道路新設事業（泊里地区） (Road New Construction Project (Torii-ri District))
- U** 碁石漁港海岸災害復旧事業 (Goishi Fishing Port Coastal Disaster Restoration Project)
- M** 峰岸地区集团移転促進事業 (Minami-Kari District Group Relocation Promotion Project)
- K** 小河原地区集团移転促進事業 (Kogawara District Group Relocation Promotion Project)
- O** 梅神地区集团移転促進事業 (Umeshin District Group Relocation Promotion Project)
- J** 清水地区集团移転促進事業 (Shimizu District Group Relocation Promotion Project)
- I** 大船渡地区津波復興拠点整備事業 (Ookatabi District Tsunami Recovery Base Improvement Project)
- H** 大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 (Ookatabi Station Area Land Reclamation Project)
- X** 大船渡地区集团移転促進事業 (Ookatabi District Group Relocation Promotion Project)
- A B** 大船渡市防災センター整備事業 (Ookatabi City Disaster Prevention Center Improvement Project)
- D** 中赤崎地区 (Nakashirakasa District)
- 永浜地区** (Eihei District)
- 清水地区** (Shimizu District)
- 蛸ノ浦地区** (Tako-no-Ura District)
- 田浜地区** (Iribiki District)
- 小細浦地区** (Kosohiro District)
- 門之浜地区** (Monohama District)
- 泊里地区** (Torii-ri District)
- 碁石地区** (Goishi District)
- 梅神地区** (Umeshin District)
- 上甲子地区** (Kamikoushi District)
- 浦浜仲・西地区** (Urahama-Naka & West District)
- 浦浜地区** (Urahama District)
- 浦浜南地区** (Urahama-South District)
- 浦浜東地区** (Urahama-East District)
- 崎浜地区** (Sakihama District)
- 泊地区** (Toge District)
- 甫嶺地区** (Ushizaki District)
- 大船渡(集团移転促進事業、防災センター)地区** (Ookatabi (Group Relocation Promotion Project, Disaster Prevention Center) District)
- 大船渡駅周辺地区** (Ookatabi Station Area)
- 大船渡(津波復興拠点)地区** (Ookatabi (Tsunami Recovery Base) District)

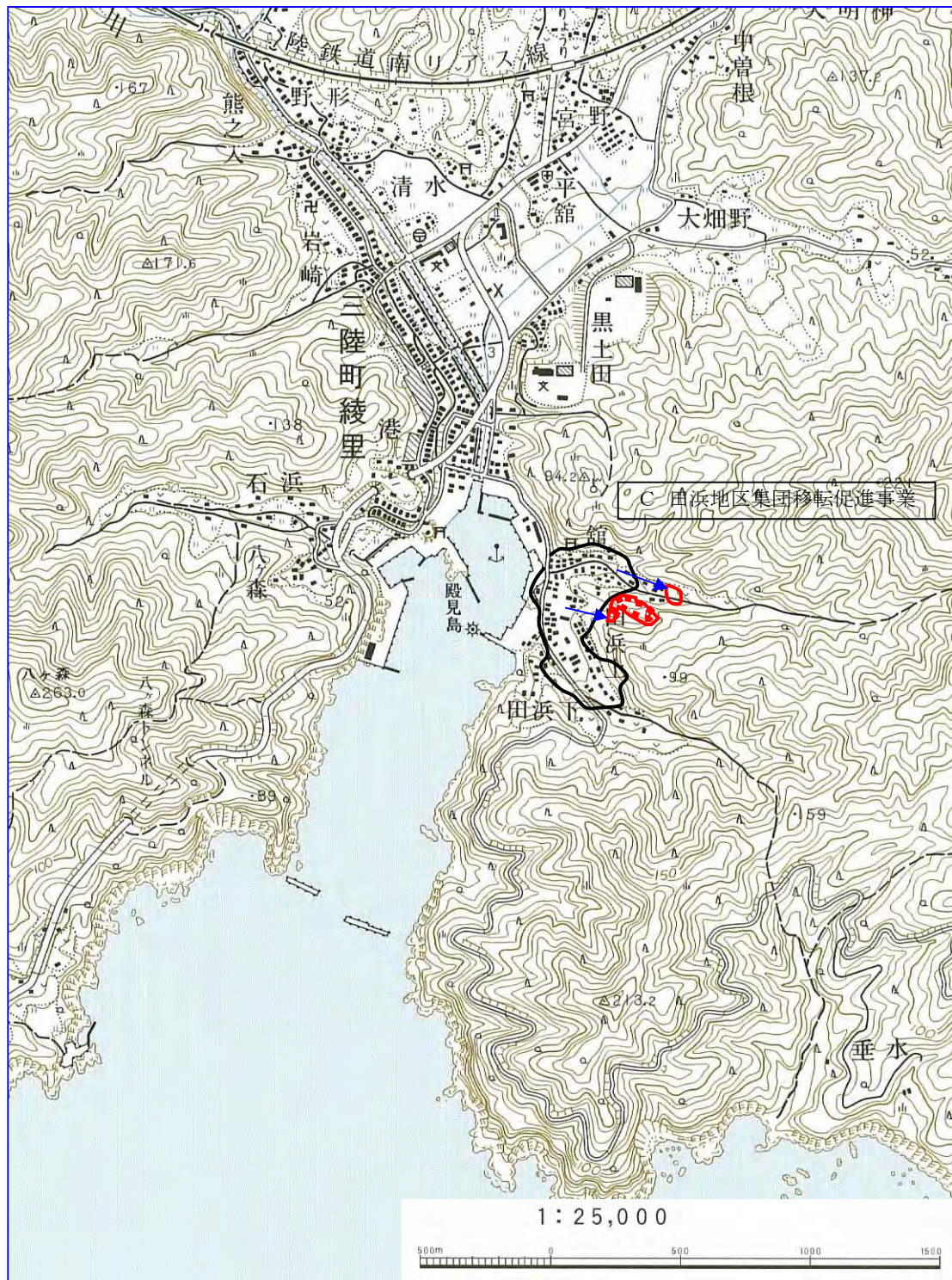
復興整備事業総括図

(門之浜地区、小細浦地区、小河原地区、峰岸地区、梅神地区、泊里地区、碁石地区)



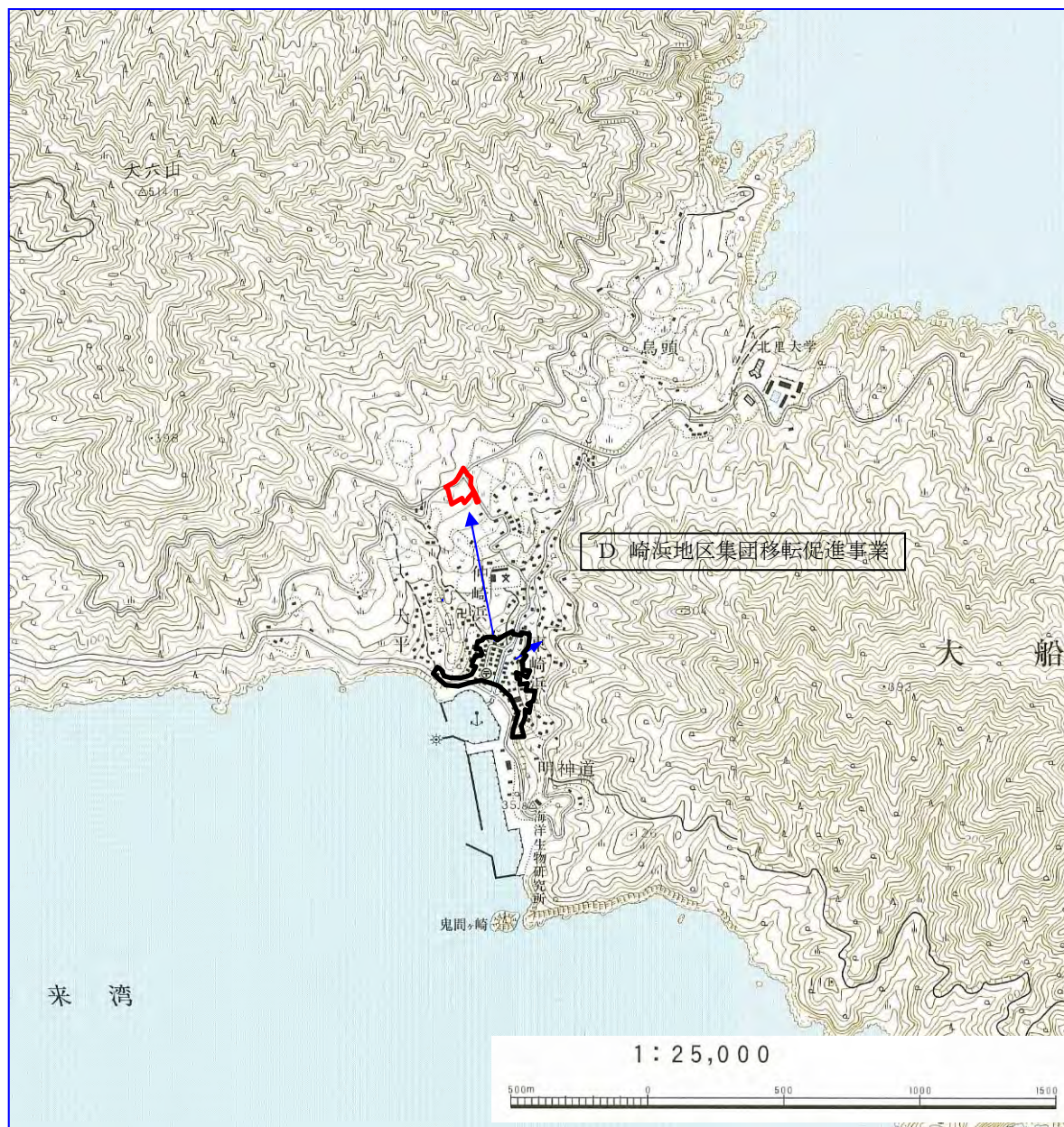
- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図（田浜地区）



- · — · — 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

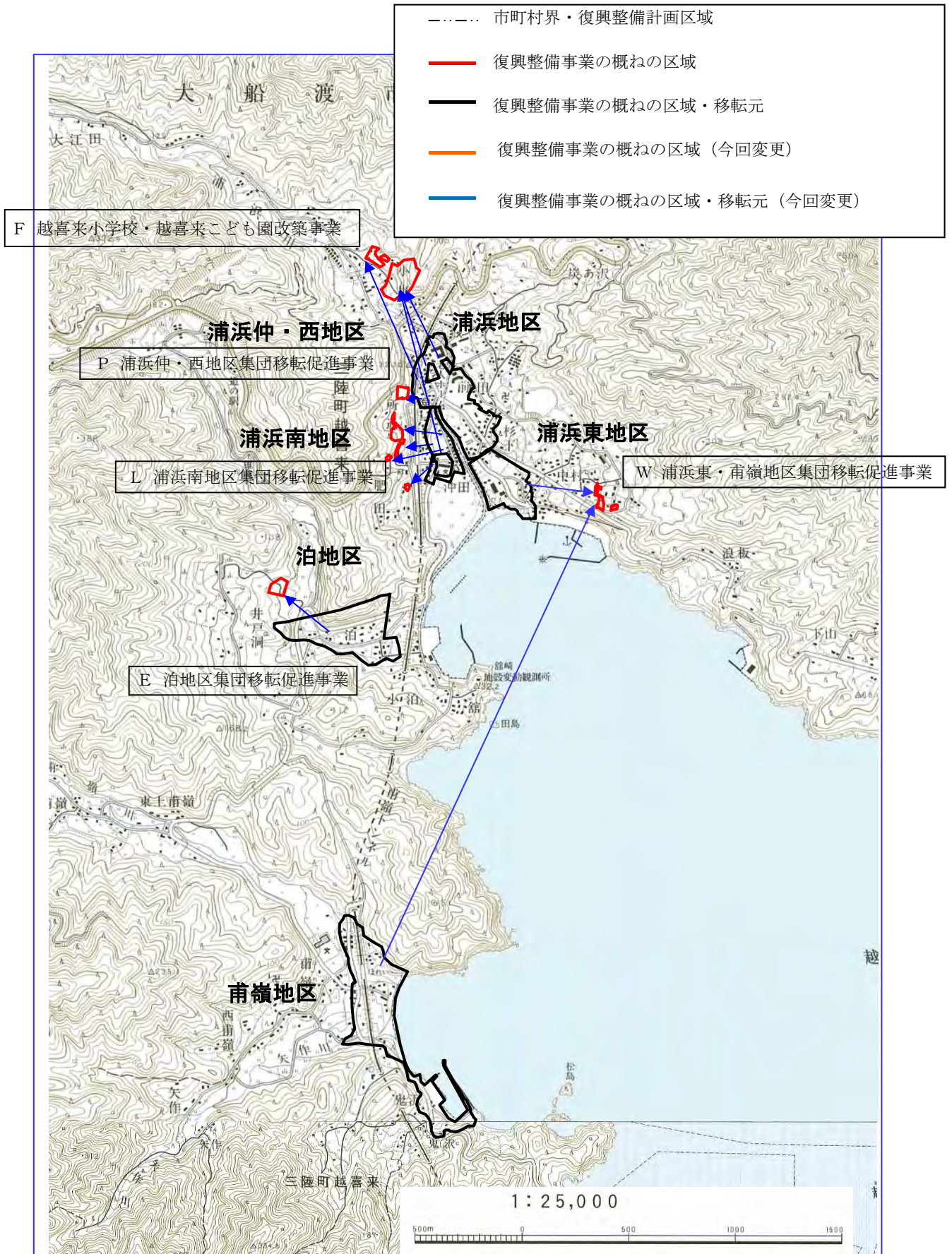
復興整備事業総括図 (崎浜地区)

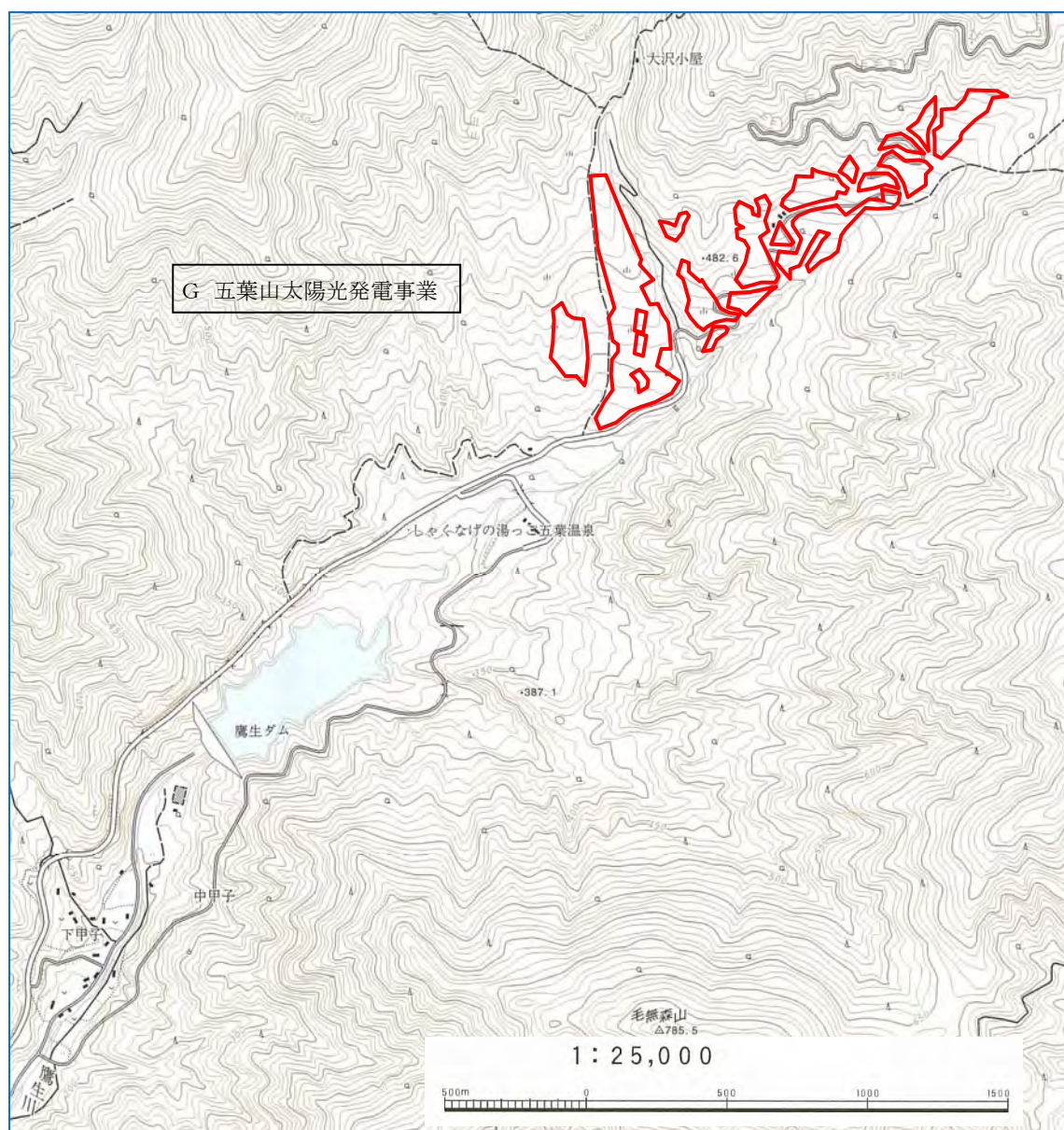


- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(泊地区、浦浜地区、浦浜南地区、浦浜仲・西地区、浦浜東・甫嶺地区)

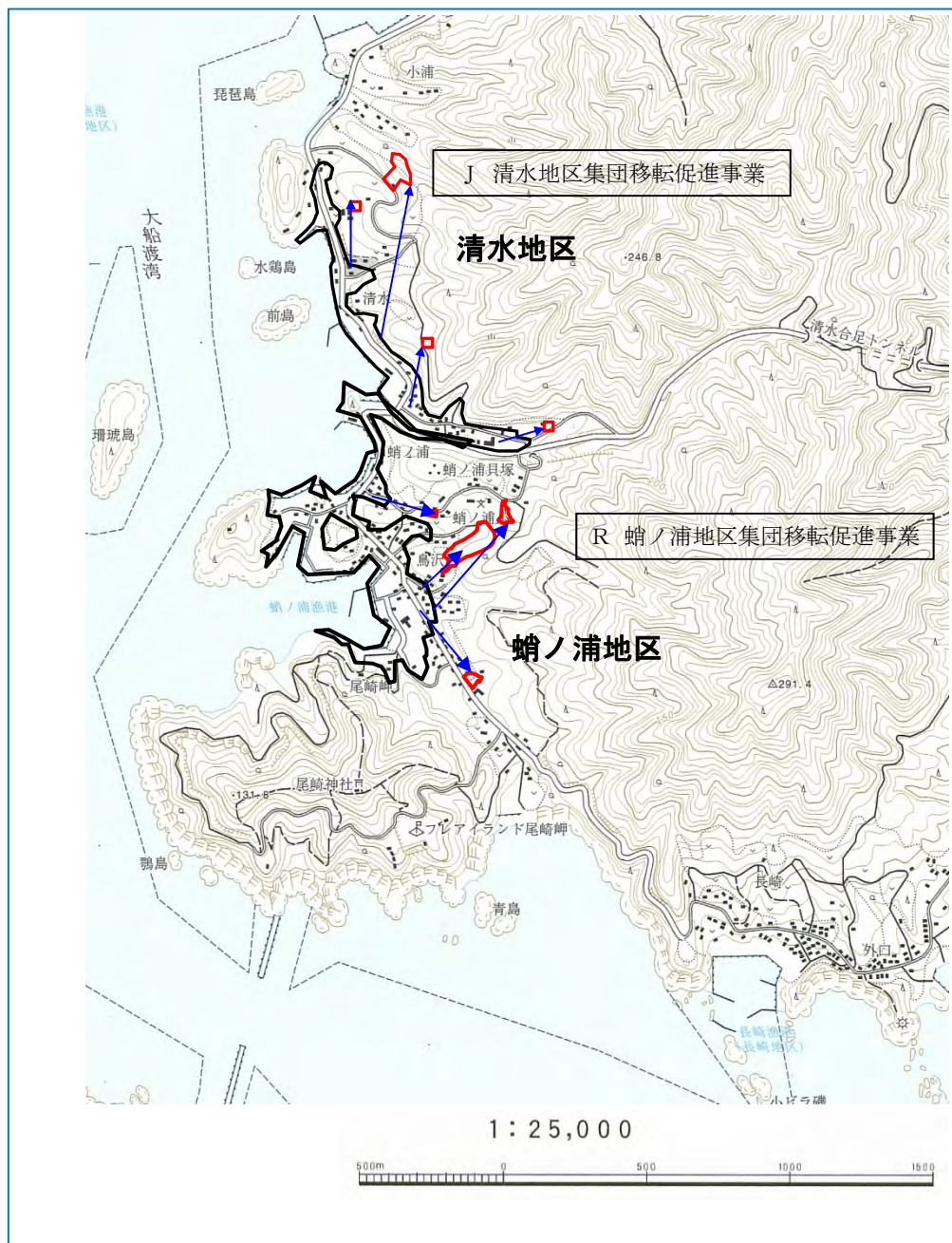




- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(清水地区、蛸ノ浦地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

復興整備事業総括図

(中赤崎地区、永浜地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

変更地域別概要

整理 番号	変 更 地域名 (図面番 号)	関 係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況（h a）					変更部分の 地目現況（ha）		変更を必要とする理由 （地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項）	関連する 個別規制法 の措置 （予定）	個別 規制法 の調整 状況
			拡大 面積 (ha)	縮小 面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地地域 の増減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
11	大船渡 森林地域 (14-12)	大船渡市 (大船渡地区)		2	都	2				森林	2	大船渡市防災センター整備 事業に伴い、森林でなくな る見込みであり、森林とし ての利用・保全を図る必要 がないため。	大槌・気仙川 地域森林計画 の変更	
合 計				2										

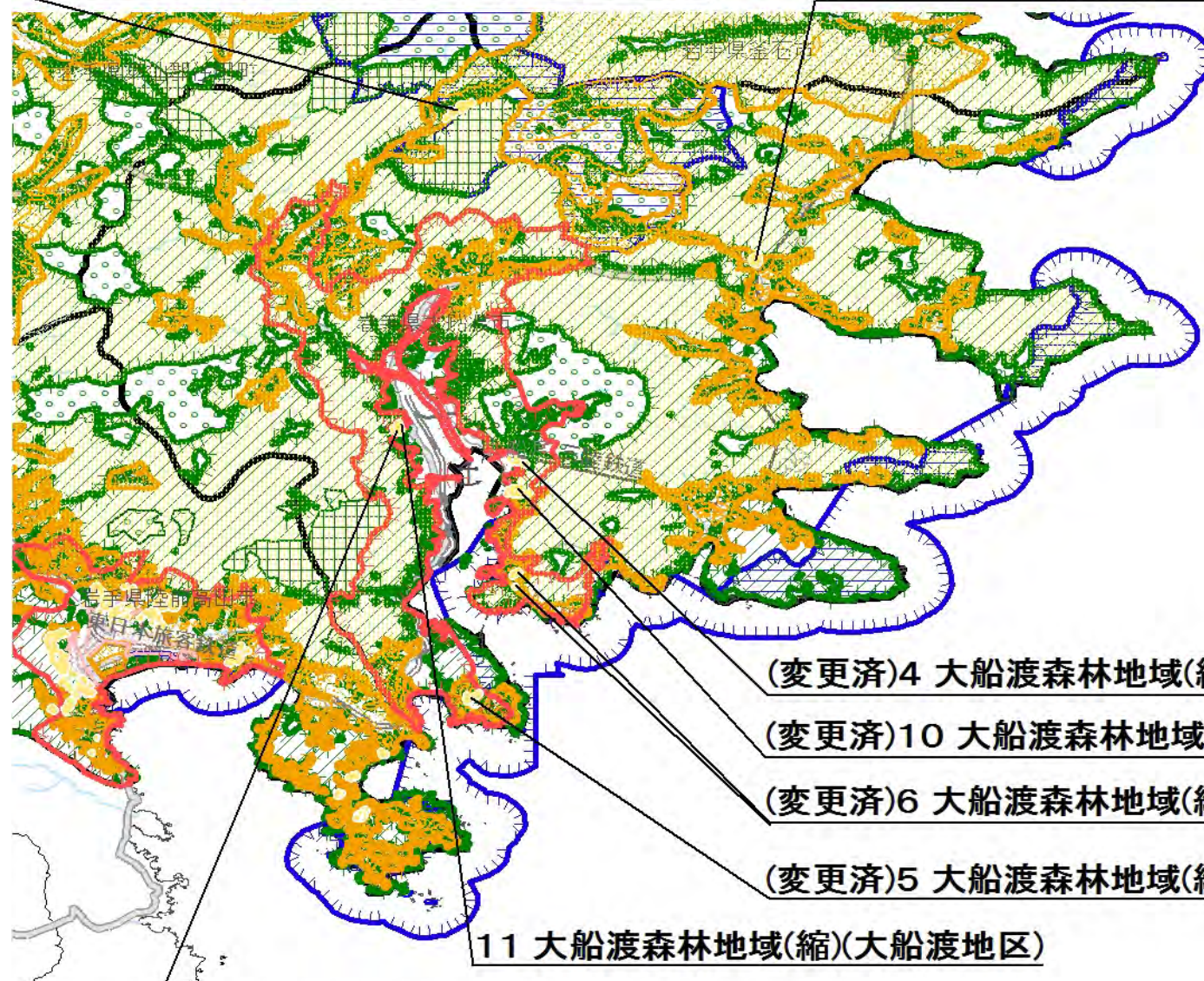
【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称（市町村名）の五地域区名（例：〇〇都市地域）を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記 4) と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路（河川等）、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特徴を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用（開発、整備、保全）の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。（例：開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する）
- 9) 「関連する個別規制法の措置（予定）」には、個別規制法に基づく地域・区域（細区分を含む）の指定（変更及び廃止を含む）の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県（個別規制法担当部局）と当該地方支分部局（個別規制法担当部局）との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局（個別規制法担当部局）と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。（例：〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。）

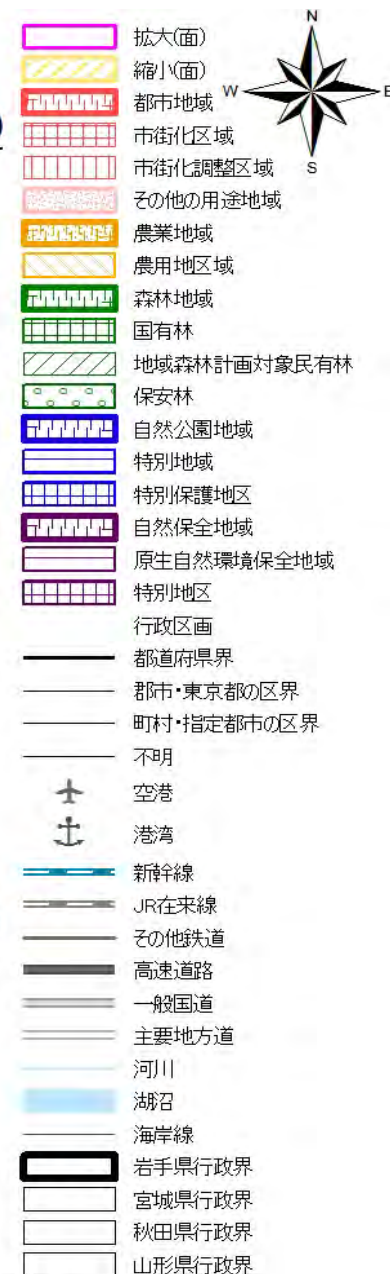
変更位置図2～6、9～11(基本計画図14-12)

(変更済)3 大船渡森林地域(縮)(上甲子地区)

(変更済)2 大船渡森林地域(縮)(浦浜地区)



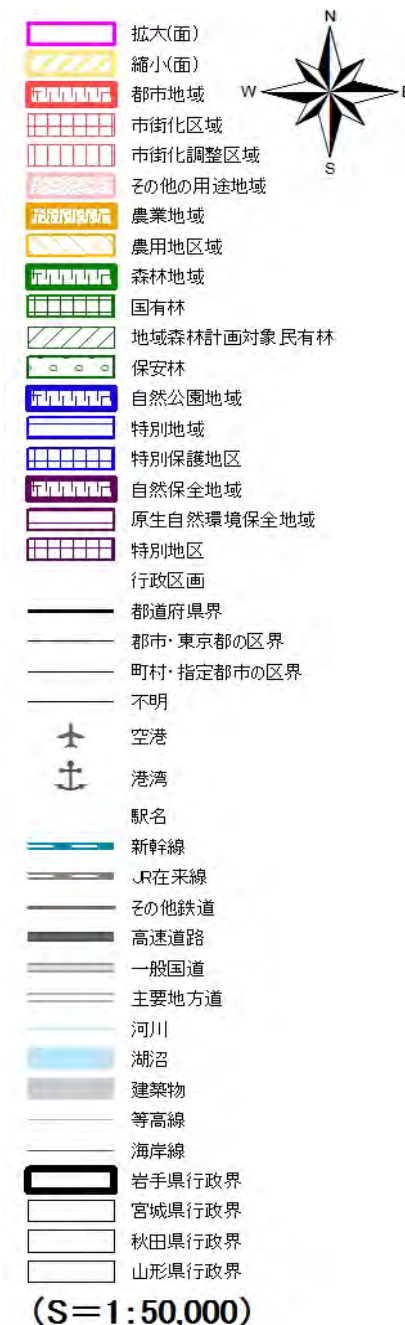
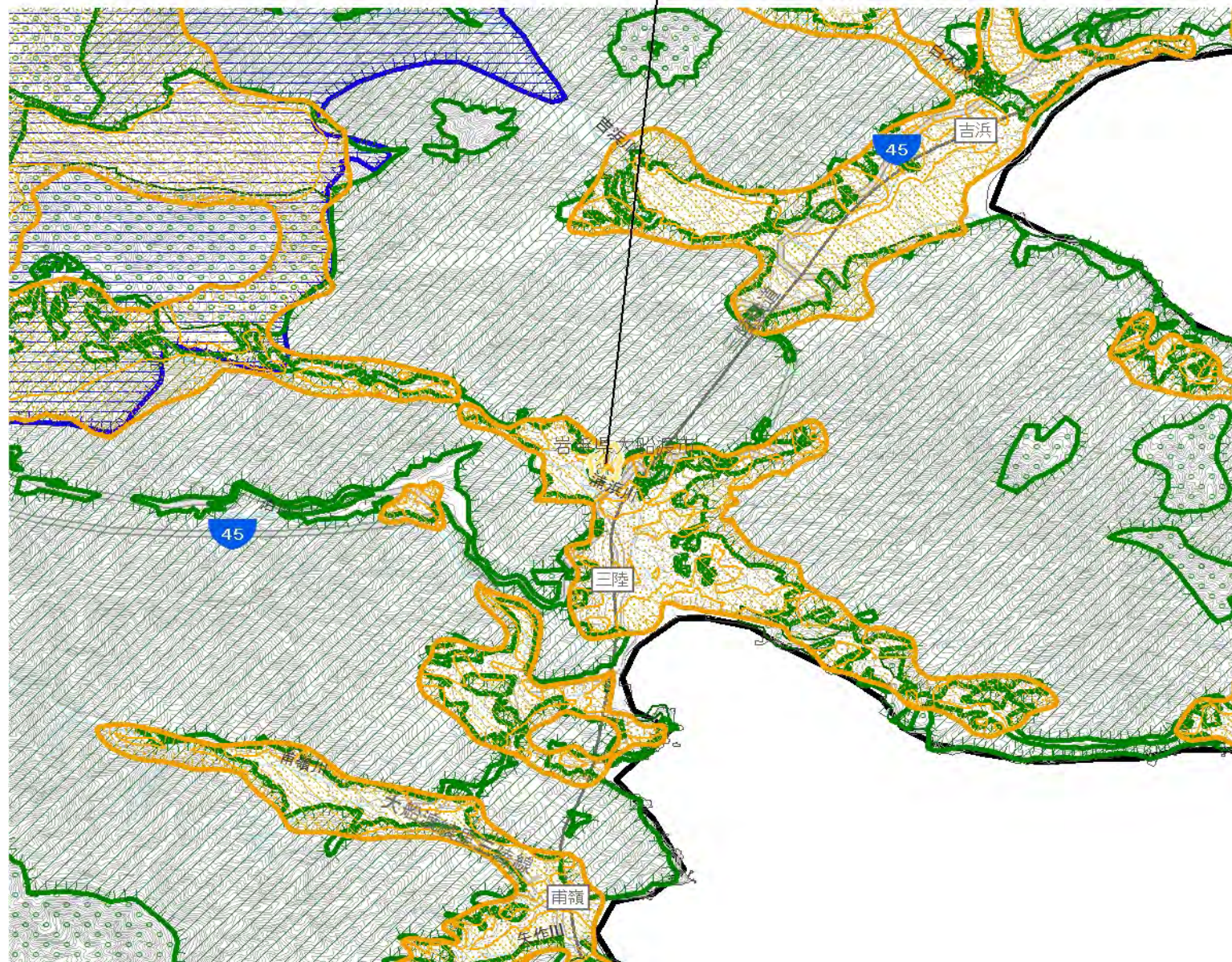
(変更済)9 大船渡森林地域(縮)(大船渡地区)



(S=1:200,000)

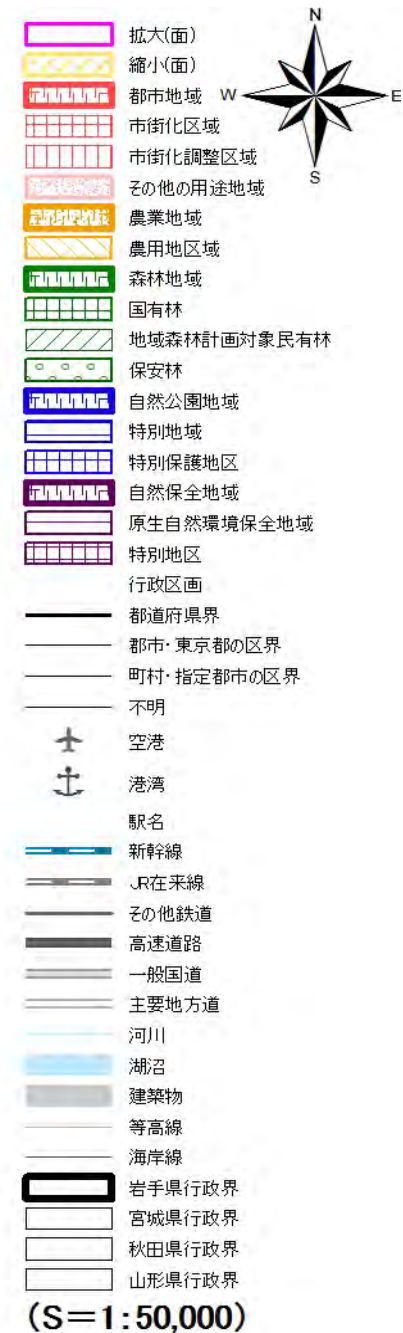
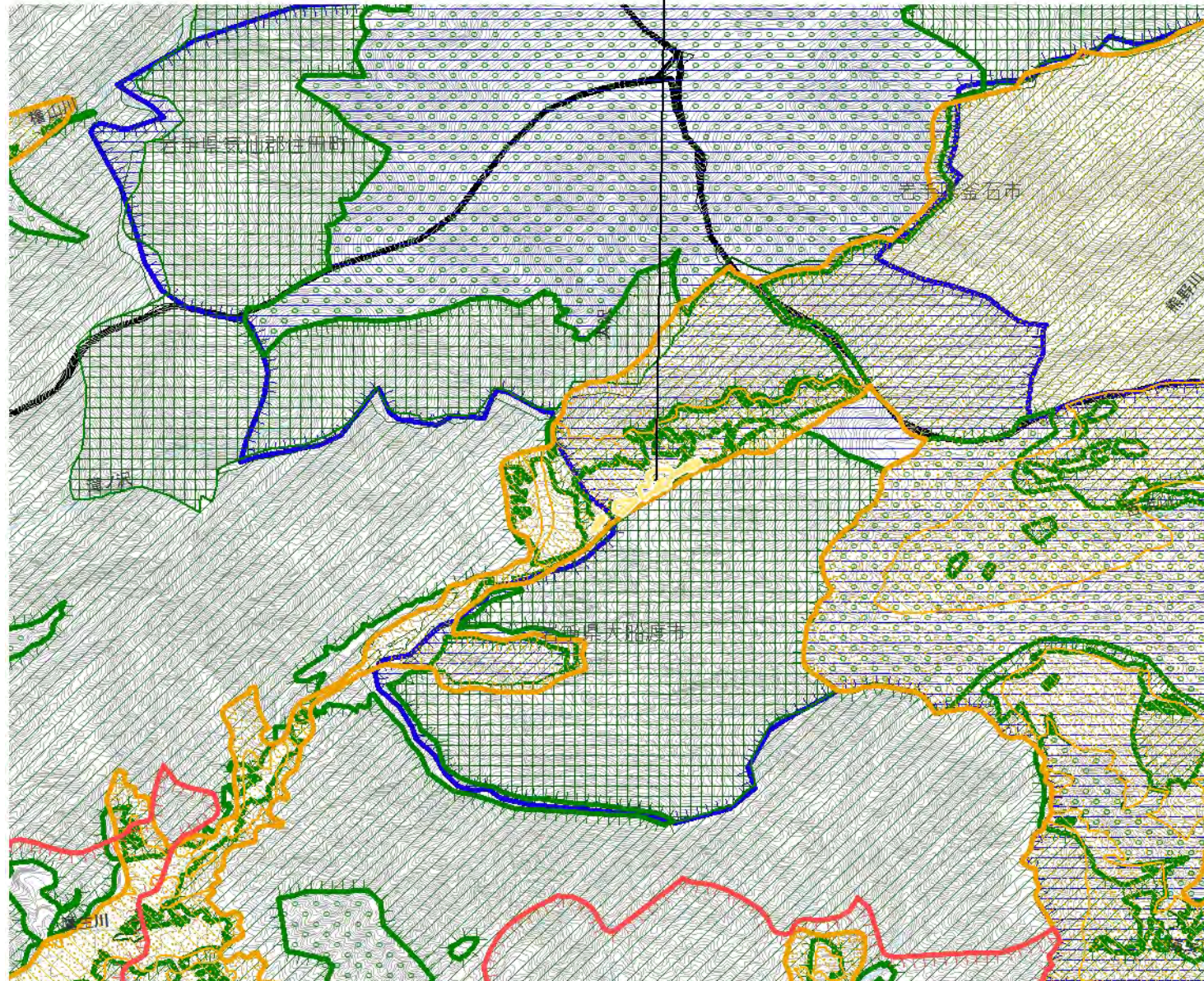
変更区域図2(基本計画図14-12)

(変更済)2 大船渡森林地域(縮)(浦浜地区)



変更区域図3(基本計画図14-12)

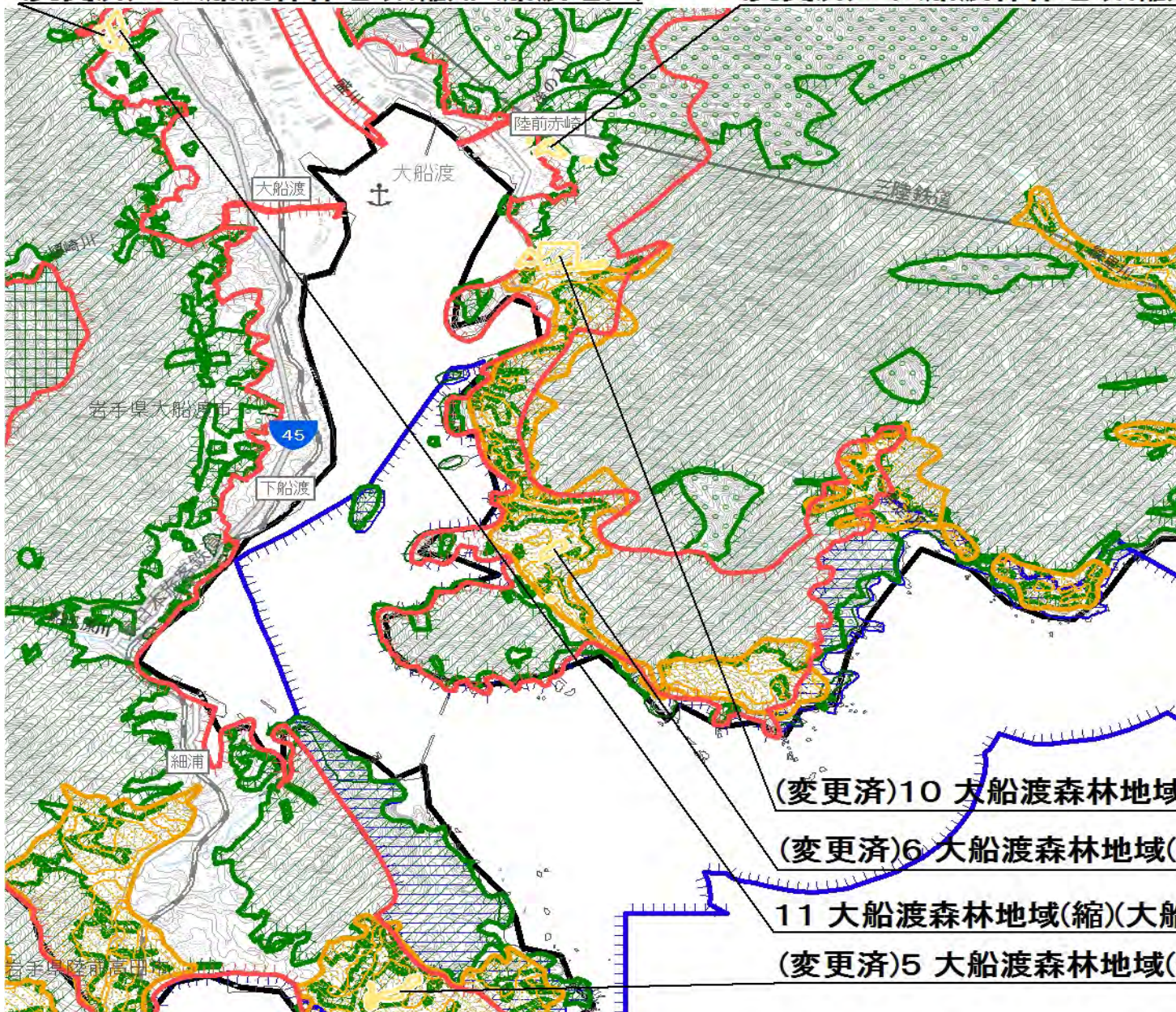
(変更済)3 大船渡森林地域(縮)(上甲子地区)



変更区域図4～6、9～11(基本計画図14-12)

(変更済)9 大船渡森林地域(縮)(大船渡地区)

(変更済)4 大船渡森林地域(縮)(中赤崎地区)



(変更済)10 大船渡森林地域(縮)(永浜地区)

(変更済)6 大船渡森林地域(縮)(蛸ノ浦地区)

11 大船渡森林地域(縮)(大船渡地区)

(変更済)5 大船渡森林地域(縮)(泊里地区)

- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 駅名
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 建築物
- 等高線
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界

(S=1:50,000)

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備 考
総 数		1 0 2 , 3 3 0	<u>1 0 2 , 3 3 6</u>	
市町村別内訳	大 船 渡 市	2 4 , 6 7 9	<u>2 4 , 6 7 7</u>	<u>△1.69ha</u>
	陸 前 高 田 市	1 6 , 9 8 8	<u>1 6 , 9 9 6</u>	<u>7.68ha</u>
	住 田 町	2 2 , 6 4 8	2 2 , 6 4 8	
	釜 石 市	2 9 , 2 2 4	2 9 , 2 2 5	
	大 槌 町	8 , 7 9 1	8 , 7 9 1	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

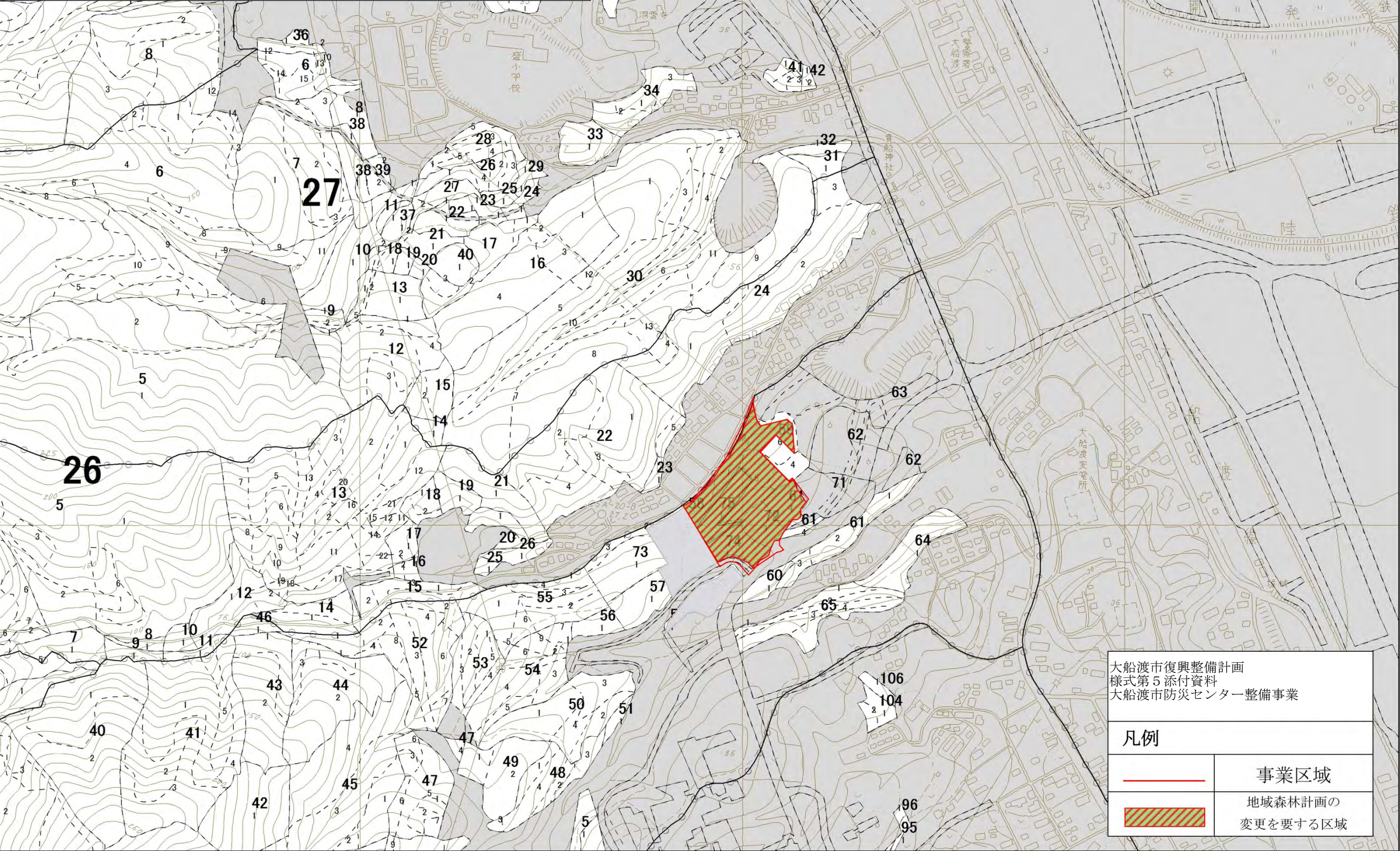
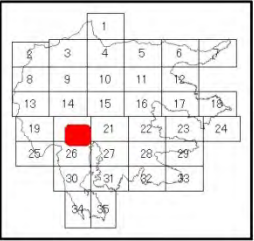
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

様式第5 添付書類
大船渡市防災センター整備事業
実施区域等の係る森林計画図



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5－2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

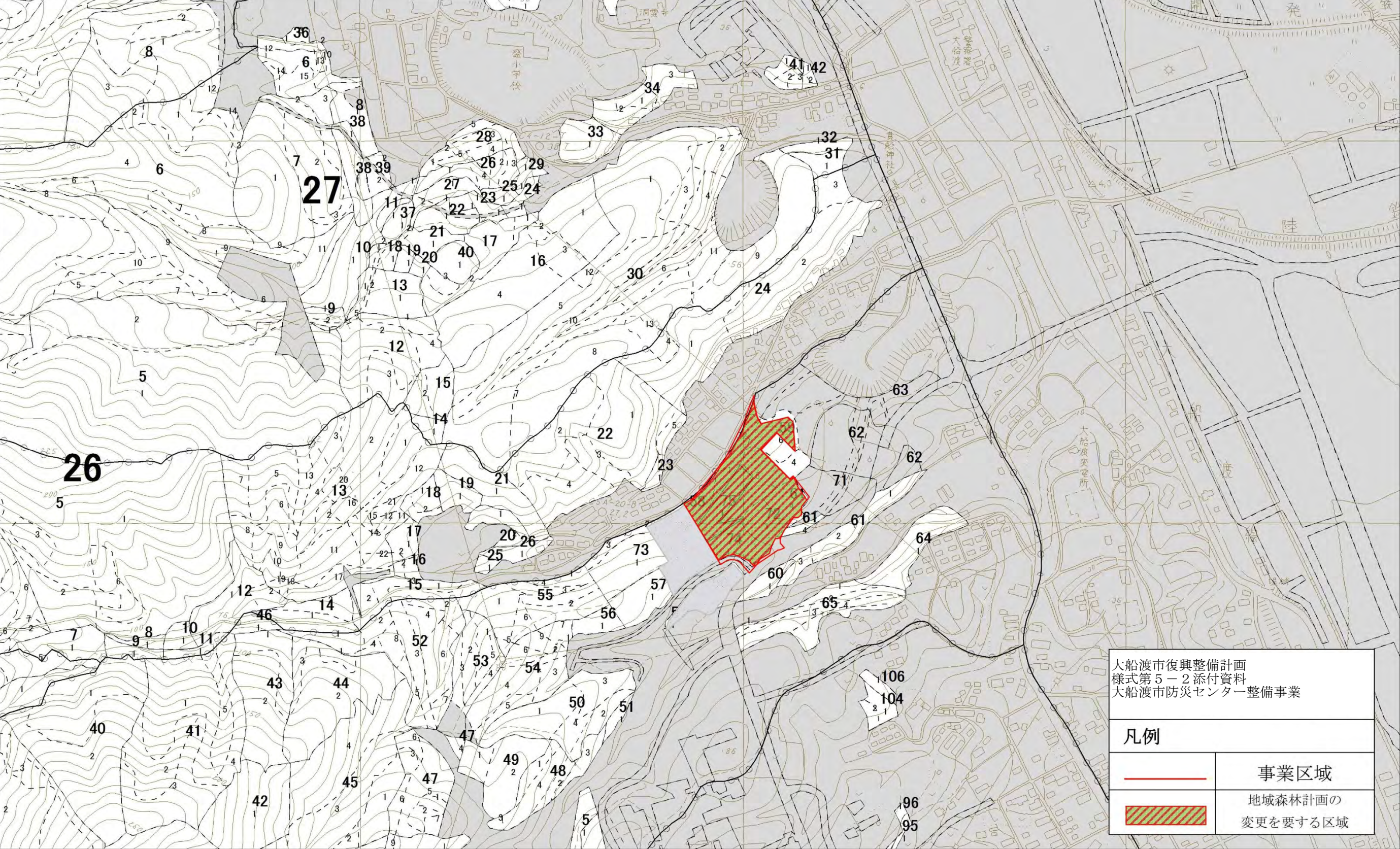
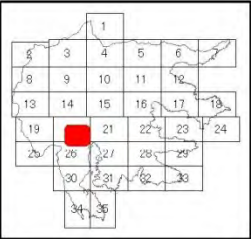
所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
大 船 渡 市	盛 町	下 館 下	24番1他	<u>名称：大船渡市防災センター</u> <u>整備事業</u> <u>種類：その他施設の整備に関</u> <u>する事業</u>	<u>縮小</u> <u>1.69ha</u>	<u>事業区域1.93ha</u> <u>うち対象森林</u> <u>縮小1.69ha</u>

- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）

様式第5－2添付書類
大船渡市防災センター整備事業
実施区域等の係る森林計画図



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」



様式第 5 - 2 添付書類

土地の形質の変更を伴う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面

大船渡市防災センター整備事業

縮尺1:1,000



様式第5－2 添付書類3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

大船渡市防災センター整備事業の概要

1 計画規模

(1) 造成計画

事業面積 1.93ha

(2) 建物計画

庁舎棟 3,197 m²

訓練塔 99 m²

その他（自家用給油所、駐車場）

2 所在地

大船渡市盛町字下館下地内

3 事業期間

平成24年度から平成29年度まで

4 事業スケジュール

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
調査・測量・設計						
用地取得						
法定手続き・許認可						
工 事						
				造成工事		
					建築工事	

5 周辺の環境への配慮

防災センター敷地としての必要面積確保しつつ、必要最小限の土地造成に止めるとともに、法面部分については、一部を除きコンクリートを使用しない植生緑化とすることで、周辺の自然景観との同調と景観への調和に配慮して公共工事を進める。